特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	福祉医療費助成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富加町は、福祉医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県富加町長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

1 月月2年1月 刊2 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務				
②事務の概要	富加町福祉医療費助成に関する条例に基づき、福祉の増進を図ることを目的とし、福祉医療業務として、対象となる方が医療機関を受診した際に発生する「保険診療による医療費の一部負担金」の助成を行っている。 ① 受給資格の確認(新規・変更・更新) ②申請書等の受理 ③ 受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④ 助成金の交付(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤ 医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥ 高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ⑦第三者行為に係る医療費の求償 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の業務で取扱う。 ① 受給資格の確認(新規・変更・更新)に関する業務以上の業務は、住民票関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報を参照する。				
③システムの名称	福祉医療システム 団体内統合宛名管理システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
福祉医療システムファイル、宛	名ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・富加町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条1項 別表第1の1、2及び3の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 情報提供なし 【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・富加町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条1項 別表第1の1、2及び3の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉保健課				
②所属長の役職名	福祉保健課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
== ** #	宣加亚 <u>《</u> 》				

請求先 富加町総務課 岐阜県加茂郡富加町滝田1511 0574-54-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 富加町総務課 岐阜県加茂郡富加町滝田1511 0574-54-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] れぞれ重点項目詞	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 『価書又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	්	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ාර]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	්රි]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分であ	් ි	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っっ 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明